相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第１７０４号

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル８階弁護士法人みやこ法律事務所
申立人　弁護士　橋本　皇玄
本籍京都市北区小山西上総町44番地、最後の住所京都市左京区下鴨塚本町４番地、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成24年９月５日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和８年１月５日、職業無職
被相続人　亡　梅原　靖代
催告期間満了日　平成26年３月10日
京都家庭裁判所

平成２５年（家）第２０２５号

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル８階烏丸法律事務所
申立人　弁護士　佐竹　　明
本籍京都市下京区上珠数屋町通不明門西入上珠数屋町319番地、最後の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地　同和園、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成24年９月30日、出生の場所京都府加佐郡西大浦村、出生年月日大正元年８月23日、職業無職
被相続人　亡　畠山千代乃
催告期間満了日　平成26年３月10日
京都家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１５３号

福岡県中間市大字垣生853番地グランドハイツ垣生104号
申立人　笠間　道和
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2428番地23、最後の住所本籍に同じ
不在者　笠間長太郎
昭和３年９月11日生
届出期間満了日　平成25年11月５日
福岡家庭裁判所直方支部

失 踪 宣 告

平成２４年（家）第１７５４号

本籍東京都町田市原町田６丁目186番地、最後の住所東京都町田市原町田６丁目23番１号
不在者　柚木　信行
明治40年３月６日生
平成25年７月30日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１９２８号

本籍横浜市磯子区上中里町1028番地、最後の住所横浜市金沢区釜利谷西２丁目８番５号
不在者　髙木　美樹
昭和36年11月７日生
平成25年７月18日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１６２号

本籍神奈川県相模原市南区西大沼２丁目７番、最後の住所神奈川県相模原市西大沼２丁目７番５号
不在者　松本　　誠
昭和38年８月21日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

平成２４年（家）第３７１号

本籍新潟県上越市南本町２丁目52番地、最後の住所新潟県高田市南本町２丁目52番地
不在者　石﨑　茂雄
昭和２年12月25日生
平成25年７月30日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所高田支部裁判所書記官

平成２４年（家）第２１３６号

本籍京都府綾部市広小路３丁目51番地、最後の住所京都府舞鶴市字浜2006番地の31
不在者　樋口　正明
昭和23年10月14日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所舞鶴支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１１９２号

本籍三重県熊野市紀和町板屋355番地、最後の住所大阪府堺市堺区霞ヶ丘町４丁１番53号
不在者　道澤　　洋
昭和15年10月25日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１４号

本籍高知県高岡郡中土佐町久礼2968番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　濵田美智子
昭和14年１月18日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所須崎支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第１３６２号

本籍群馬県佐波郡玉村町大字上之手213番地、住所東京都北区王子本町１丁目15番22号
申立人（失踪者）　原　　耕一
昭和16年８月８日生
平成25年７月27日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

平成２５年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。

長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成25年７月31日
平成25年８月２日　　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平498番
原野　1022㎡
⑵登記年月日番号　長野地方法務局佐久支局昭和50年10月17日受付第4796号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和47年５月26日転貸
借賃　3・3㎡１年60円
支払期　毎年６月末日
存続期間　昭和44年６月30日から昭和64年６月29日まで
特約　転貸ができる
転借権者　東京都渋谷区幡ケ谷一丁目30番１―211号
金安　生三

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２０号

千葉県香取郡東庄町石出1595番地の１
債務者　タチバナリネン有限会社
代表者代表取締役　向後　　稔
１　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　並木　　優
４　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前11時30分
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１３６３号

名古屋市中区栄１丁目31番41号　大井ビル６階
債務者　株式会社デジタルブリッジ
代表者代表取締役　矢﨑　浩史
１　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
４　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２号

愛知県豊川市蔵子７丁目15番地６
債務者　有限会社ヤマミ
代表者代表取締役　川合　育子
１　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚公美子
４　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部